

コンサルティングフィー（手数料）について

1. 紹介を受けた応募者を採用し入社に至った場合、人材紹介の対価として理論年収の35%に消費税を加算した金額をコンサルティングフィーとして支払い、支払いにかかる費用を負担します。
2. コンサルティングフィーを料率で算出する場合は、以下の理論年収に基づいて算出します。ただし、年俸制を採用する場合は年俸額を、1年未満の有期雇用契約の場合は契約期間を1年とみなして換算した額を理論年収とします。
3. 応募者が入社後明らかに応募者の責による解雇または自己都合により退職した場合、支払ったコンサルティングフィーの内、以下の金額の返還を求めます。ただし、返還請求は応募者が退職した日の翌月末日までに行うものとし、翌々月1日以降は、理由の如何を問わず、コンサルティングフィーの返還は一切請求しません。

1ヶ月以内・・・・・・・・・・コンサルティングフィーの80%

1ヶ月越え3ヶ月以内・・・・・・・・コンサルティングフィーの50%
4. 採用企業は応募者と委託契約、準委託契約、請負契約その他これに準ずる契約を締結した場合にも、第1項から第3項を準用します。

株式会社 サンアール